

社会福祉法人みちのく大寿会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みちのく大寿会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、評議員及び役員等の報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員選任委員・解任委員及び第三者委員、入所検討委員をいう。

2 報酬は、評議員及び役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(報酬)

第3条 評議員及び役員等は、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会、第三者委員会、入所検討委員会（以下「会議等」という。）に出席したとき及び理事長の命を受けて法人及び施設の運営のため業務を行ったときは、別表により報酬及び費用弁償を支給することができる。

2 同日の会議等にあわせて法人の業務を行った場合であっても日額分とする。

3 施設の職員を兼務する役員等には、報酬を支給しない。

(報酬額)

第4条 評議員及び役員等の報酬額に対して、各年度の総額が以下の範囲を超えないように支給する。

(1) 理事 100万円

(2) 監事 50万円

(3) 評議員選任・解任委員 10万円

(4) 第三者委員 10万円

(5) 入所検討委員 10万円

2 社会福祉法第45条の9第10項及び定款14条第4項の規定に基づき、評議員会を開催することなく、評議員会の決議があったものとみなされた場合、評議員会の決議事項に同意した評議員に対する報酬は、無報酬とする。

3 社会福祉法第45条の14第9項及び定款30条第2項の規定に基づき、理事会を開催することなく、理事会の決議があったものとみなされた場合、理事会の決議事項に同意又は確認した役員に対する報酬は、無報酬とする。

(費用弁償)

第5条 評議員及び役員等が理事長の命を受けて法人及び施設の運営の為の業務を行うために旅行したときは、その旅行の費用を弁償する。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額及び支給時期は、旅費及び費用弁償規定に準拠する。

(報酬等の支給方法)

第6条 評議員及び役員等に対する報酬及び費用弁償は、会議等に出席した都度現金で支給する。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき源泉所得税額を控除して支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、令和 2 年 1 月 16 日から施行する。

2. この規程の施行前に社会福祉法人みちのく大寿会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程に基づいてなされた報酬の支給、その他の行為は改正後の社会福祉法人みちのく大寿会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程の相当規定に基づいてなされたものとみなす。

別表

役職名	報酬（日額）
理事長	10,000 円
理事	8,000 円
監事	8,000 円
評議員	8,000 円
	報酬（日額）
第三者委員	6,000 円
評議員選任・解任委員会	8,000 円
入所検討委員会	6,000 円